

規 則

埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十六号

埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県種苗センター管理規則（平成六年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）から様式第一号（三）までの規定中「おひせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県種苗センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。